

名古屋市告示第120号

指定地域密着型サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第78条の 2第 1項及び第 115条の12第 1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 8年 3月27日

名古屋市長 広 沢 一 郎

開設者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社センチュリークリエティブ	グループホーム あみーご 倶楽部 南山	名古屋市昭和区八雲町 138 番地の 5	令和 8年 1月 1日	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
株式会社光華の杜	グループホーム エクセレント瑞穂	名古屋市瑞穂区田辺通四丁目26番地の 4	令和 8年 1月 1日	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
株式会社フロンティアの介護	グループホーム さこまえの憩	名古屋市中村区佐古前町 1 番26号	令和 8年 2月 1日	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課